

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.61 2024年2月28日★

=====

キャリアアップコーナー

=====

◆学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。今月のテーマは消費者団体訴訟制度「特定適格消費者団体」です。

ではまず、消費者団体訴訟制度について確認！

<問題>適切な言葉を選択肢の中から選んでください。

民事訴訟の原則的な考え方では、被害者である消費者が、加害者である事業者を訴えることとなりますが、

- ① 消費者と事業者との間には情報の【 】の格差があること
- ② 訴訟には時間・費用・労力がかかり、【 】の回復に見合わないこと
- ③ 個別のトラブルが回復されても、【 】のトラブルがなくなるわけではないこと

などから、消費者契約法では【 】が認定した適格消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等を行うことができる「消費者団体訴訟制度」が設けられています。同制度において、適格消費者団体は事業者の不当な行為に対して、【 】ができ、特定適格消費者団体は不当な事業者に対して、【 】ができます。

【選択肢】A 質・量・交渉力 B 差止請求 C 少額被害 D 被害回復請求 E 同種 F 内閣総理大臣

※参照：消費者庁 消費者団体訴訟制度とは(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system

ではここから、「特定適格消費者団体による集団的被害回復請求」について学んでいきましょう。

◆2024年1月30日特定適格消費者団体である「埼玉消費者被害をなくす会」は、エステ業者の顧客と分割払いのクレジット契約をしていた信販会社を相手取り、支払った代金の返還を求める「共通義務確認訴訟」をさいたま地裁に起こしました。

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/240130_01.html (埼玉消費者被害をなくす会)

◆2023年12月20日「消費者スマイル基金」が内閣総理大臣から「消費者団体訴訟等支援法人」に認定されました。

<https://www.smile-fund.jp/about/> (消費者スマイル基金)

消費者団体訴訟等支援法人とは、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支えるために、特定適格消費者団体、事業者等及び内閣総理大臣の事務の受託等の支援業務を行う主体として、内閣総理大臣の認定を受けた法人。今回消費者スマイル基金が認定を受けたことで、2段階目の訴訟に必要な被害消費者への通知・連絡・分配などの実務支援を同基金が担えるようになります。

※参照：CAP改訂4版テキストP51、78

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆糖質カット炊飯器の販売事業者4社に対する景品表示法に基づく措置命令について(2/8 消費者庁)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/036249/>

2024年2月糖質カット炊飯器又は炊飯調理器の販売事業者4社(ニトリ等)に対し、4社が供給する糖質カット炊飯器に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(優良誤認)が認められた。

※2023年10月にも以下の糖質カット炊飯器販売事業者4社に景品表示法に違反する行為(優良誤認)が認められたとして措置命令が行われています。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/035090/>

◆ダイナモ式前照灯を巻き込む自転車の前輪ロックに注意(1/24 国民生活センター)

https://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20240124_3.html

「自転車で坂を下りている時、前車輪がロックしたため転倒した。商品に問題がないか調べてほしい」というご相談を受け、商品テストを実施した結果のご紹介です。

◆デジタル・プラットフォームに関するトラブル(2023/11/13 更新 国民生活センター)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/degitalplatform.html

全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談では、近年、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)やデータを活用して第三者に「場」を提供するデジタル・プラットフォームが介在する取引においてトラブルが発生しているケースが多くみられます。

ここでは、取引形態ごとのデジタル・プラットフォームに関する消費生活相談の概要、相談事例等が紹介されています。